

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：福井県水道用水供給事業会計

事業名	福井県水道用水供給事業		
事業開始年月日	昭和63年10月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名*	福井県	職員数 (H22. 4. 1現在)	18
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	55円（21年度）	財政力指数	0.429（21年度）
資金不足比率(健全化法)(%)	なし（年度）	財政力指数(臨財債振替前)	（年度）
経常収支比率(%)	92.9%（21年度）	実質公債費比率(%)	13.9（22年度）
		将来負担比率(%)	232.6（21年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	福井県水道用水供給事業経営効率化計画
計画期間	平成19年度～平成26年度
計画策定責任者	企業管理者 福井県知事 西川 一誠
既存計画との関係	行財政改革実行プラン(H17～H21)
公表の方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・2月議会において説明 ・ホームページへの掲載
基本方針	<p>次のような観点から、より効率的かつ安定的な経営の確立を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年12月に給水を開始した「日野川地区」については、19年度から第2期建設工事が始まり、地元市町からの強い要望もあり、水価の引下げに向けて最大限の努力を行う。 ・給水開始以来、約20年が経過した「坂井地区」については、今後、設備改良に多額の資金が必要となり、より効率的な経営を行う必要がある。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%以上	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		63,690.1	203,000.4	266,690.5
	補償金免除額		15,826.2	42,041.1	57,867.3
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額			454,741.1	454,741.1

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	坂井地区水道用水供給事業		63,690	194,785	258,475
	日野川地区水道用水供給事業			8,215	8,215
合 計 (A)			63,690	203,000	266,690
一般会計負担分 (再掲)	坂井地区水道用水供給事業				
	日野川地区水道用水供給事業				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
公 営 企 業 債	坂井地区水道用水供給事業			420,712	420,712
	日野川地区水道用水供給事業			34,029	34,029
合 計 (A)				454,741	454,741
一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)				454,741	454,741

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>ここ数年、3億円以上の利益を計上していたが、平成18年度は12月に日野川地区が営業開始したため約1億円と黒字幅が大幅に縮小した。平成19年度は赤字に転落し、その赤字幅は日野川地区の給水量の伸びとともに縮小して、繰越欠損金の解消は平成20年度となった。</p> <p>事業の収益性を示す指標は、いずれも良好な数値で推移しており、収益性が高いことを示している。また、平成18年度は、12月1日から日野川地区が給水を開始したことにより、指標の数値が前年度に比べて悪化したものの、依然として全国平均の総収支比率108.0%、経常収支比率108.1%、営業収支比率121.5%を上回っている。</p>
経営課題	<p>課 題 ① 日野川地区水道用水供給事業の建設費の縮減および維持管理費の削減</p> <p>「日野川地区」の料金113円/m³は、全国平均の90円を上回り「坂井地区」の料金65円を74%程度上回っている。</p> <p>施設の増設を主とする第2期工事建設費の縮減や、浄水技術の蓄積による、より効率的な運転技術の確立などによる維持管理費の削減が課題である。</p>
	<p>課 題 ② 坂井地区水道用水供給事業の維持管理費の削減</p> <p>坂井地区2市の1m³当たり水道料金は123円で県内平均102円を上回っており、更なる料金引き下げを求められていることや、耐震工事の実施など大規模改修を控え内部留保の確保が必要であることなどから、経営体質の更なる強化が必要である。</p> <p>そのため、勤務体制の見直しによる人員減や維持管理費の削減に引き続き取り組む。</p>
	<p>課 題 ③ 料金の引き下げ要請（日野川地区）</p> <p>受水市町から強い料金引き下げ要請があるため、より安価に水道用水を提供するために、より一層の経費削減が必要である。</p>
	<p>課 題 ④ 坂井地区水道用水供給事業の耐震化</p> <p>坂井地区については震度7の地震に耐えられる施設となっていない。</p> <p>耐震工事の規模の検討および、工事のための内部留保の確保が必要である。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (当初計画前5年度) (決算)	平成15年度 (当初計画前4年度) (決算)	平成16年度 (当初計画前3年度) (決算)	平成17年度 (当初計画前々年度) (決算)	平成18年度 (当初計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画第2年度)	平成24年度 (延長計画第3年度)	平成25年度 (延長計画第4年度)	平成26年度 (延長計画第5年度)
資金不足比率 (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※ (%)	139	130	133	136	103	97	103	113	114	104	111	109	118
総収支比率(法適用) (%)	136	128	131	134	110	99	105	113	111	105	112	111	121
経常収支比率(法適用) (%)	136	128	131	134	110	99	105	113	111	105	112	111	121
営業収支比率(法適用) (%)	189	170	173	174	134	121	125	134	129	121	127	124	134
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0.8	△ 4.6	△ 16.2	△ 26.0	△ 31	△ 40.2	△ 47.6	△ 65
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)													
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分 (%)	8	8	7	7	6	4	2	2	2	2	1	1
	うち基準内繰入金 (%)	8	8	7	7	6	4	2	2	2	2	1	1
	うち基準外繰入金 (%)												
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)												
	うち赤字補てん的なもの (%)												
	資本的収入分 (%)	34	34	33	33	31	38	66	21	56	100	100	100
	うち基準内繰入金 (%)	34	34	33	33	31	38	66	21	56	100	100	100
	うち基準外繰入金 (%)												
うち赤字補てん的なもの (%)													

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあっては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	坂井地区および日野川地区は、それぞれ平成21年度および平成22年度に水価の見直しを反映した金額で見込む。
2 他会計繰入金の見込み	坂井地区、日野川地区ともに基準内の繰入を見込む。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・坂井地区は建設改良計画(H21～H32)による。【H19～H23：709百万円】 ・日野川地区の第2期工事建設費(H19～H22)は建設事業計画による(S57～H22：47,113百万円)。 また、建設間もないことから、当面の間の建設改良費は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	課題①・②・③	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革実行プランでは、平成17年4月から23年4月までの6年間で、県全体の職員数を5%(720人)削減することを目標としている。 ・このうち、平成17年4月から19年4月までの2年間の実績としては、県全体の職員数を2.1%(302人)削減している。 ・平成22年4月から23年4月までの1年間の県全体の職員数について、さらなる削減を検討する。 ・水道用水供給事業会計においても勤務体制の見直し等により、平成19年度から本庁職員2名、化学職員0.3人(他事務所との兼務)、平成21年度電気職員1名を削減。《H19~23:113百万》
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度に実施済、給料表の水準を平均4.8%引下げ 平成21年度まで昇給1号抑制 ・地域手当は、国に準拠した範囲内で支給している。 ・平成18年4月から特殊勤務手当を月額支給から実績による日額支給に改正。《H18:2百万》
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・普通会計に準じて給与水準の見直しを検討(平成20年3月取組方針策定、公表)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・退職時特昇については平成16年度に廃止 ・退職手当制度の見直しについては、国同様に平成18年度に実施済み
◇ 福利厚生事業のあり方		<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度から職員互助会事業の見直しを進めており、普通会計に準じて引き続き適正化に努めていく。 ・平成17年度から企業局独自の事業である医薬品支給などについて見直しを行った。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	課題①・②・③	<ul style="list-style-type: none"> ・鯖江市(末端水道事業者)との共同施工の実施や施設設備の仕様見直しなどにより工事費縮減(H19~)《H19~20:83百万》 ・坂井地区と日野川地区で共通する薬品を共同で購入(H19~)《H19~H23:0.6百万》《H24~H26:0.4百万》 ・退職する事務補助員を補充せずアルバイトで対応(H22~)《H22~H23:16百万》 ・事務補助員をアルバイトで対応(H24~H26)《H24~H26:30百万》 ・乾燥汚泥について、有料により処分していたものをグラウンド改良剤等として有価売買(H10~)《H15~18:65百万》 ・乾燥汚泥について、有料により処分していたものをグラウンド改良剤等として有価売買(H10~)《H22:22百万》(坂井:14、日野8) ・日野地区:膜ろ過装置薬品洗浄方式の改善《H22~23:12百万》 ・送水管布設工事や浄水場造成工事などにおいて建設副産物の再利用(H14~)《H14~17:1,842百万》 ・送水管布設工事を県の農林部局等と共同で施工(H8~)《H16~18:11百万》
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<ul style="list-style-type: none"> ・給水開始時(坂井地区:S63、日野川地区:H18)から、運転監視業務の民間委託を実施 ・平成18年度から給水業務員の業務の一部を民間委託

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
<p>2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	課題③	<ul style="list-style-type: none"> ・坂井地区は耐震補強工事などの大規模改修計画を控えていることから、適切な利益を計上し内部留保の充実を図る必要がある。 ・日野川地区において22年に料金改定を予定している。受水市町からの強い値下げ要請があるが、料金改定に当たっては改良工事に必要な内部留保を確保出来る料金水準を確保する。
<p>3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・毎年5月、11月に「福井県財政事情」を公表 ・予算、決算の情報についてHP上で開示 ・営業開始以来、毎年、受水者（市町）に対し経営状況や設備の更新計画などを説明。 ・12年度から全ての事務事業（公債費等の義務的経費、公共事業費等を除く。）について、評価シート（事務事業カルテ）を作成し、住民に分かりやすい指標を用いて評価 ・評価結果に基づき、当初予算編成作業において、事務事業の継続、廃止、拡充、縮小を精査し、最終的に決定 ・最終結果については、有識者を入れた県行政改革推進委員会に報告し、また一般に公開する。 ・建設事業中の日野川地区については、平成18年度に県の公共事業等評価委員会の審査を受けている。
4 その他	課題④	<ul style="list-style-type: none"> ・坂井地区について震度7の地震に耐える構造となっていないため、耐震補強工事の範囲などについて協議を行う。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 勤務態勢の見直し、アウトソーシング等の業務見直しにより職員配置を見直す。【課題①・②・③】 《総人件費は平成18年度から平成19年度で変化していないが、次の額を財政効果額として計上 <ul style="list-style-type: none"> ・化学職の他事務所との兼務(H19)：他事務所からの平成19年度人件費負担金を平成19年度から毎年計上 ・勤務態勢見直し(H19, H21)：見直しにより減員となった職員に係る人件費を異動のあった年度から毎年計上》
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<ul style="list-style-type: none"> 日野川地区については、平成18年度に給水開始したばかりであり、約2億円の赤字を計上した。日野川地区の給水量の伸びに応じて収入も増加し、水道用水供給事業会計は平成19年度は単年度赤字を計上したが、平成20年度に累積欠損は解消された。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	該当なし
4 その他	<p>坂井地区および日野川地区において次の維持管理費について縮減に取り組み、その縮減額を財政効果額として計上【課題①・②・③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通する薬品を共同購入する <ul style="list-style-type: none"> 《(平成18年度入札単価－平成19年度入札単価) × 平成19年度見込み数量＝財政効果額 : 同額を毎年計上》 ・退職する事務補助職員の補充をせずアルバイトで対応 <ul style="list-style-type: none"> 《平成19年度事務補助員賃金－アルバイト職員賃金＝財政効果額 : 坂井地区(H22・23) 日野川地区(H23)に計上》 ・退職する事務補助職員の補充をせずアルバイトで対応 <ul style="list-style-type: none"> 《平成19年度事務補助員賃金－アルバイト職員賃金＝財政効果額 : 坂井地区(H24～H26) 日野川地区(H24～H26)に計上》 ・乾燥汚泥について、有料により処分していたものをグラウンド改良剤、園芸用として有価売買《H22に計上》) ・日野地区：膜ろ過装置薬品洗浄方式の改善 《H22～H23に計上》 <p>日野川地区の建設事業費において工事費を縮減した額を財政効果額として計上 【課題①・③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水管敷設工事を受水市町と共同で施工することにより工事費用を削減《単独事業費と共同事業費の差額を財政効果額に計上》 ・機械設備の仕様を見直すことにより、設置数量を減らし、また中継ポンプ場の床面積を見直し《基本設計額と詳細設計額の差額を財政効果額に計上》 <p>坂井地区の耐震補強工事の実施【課題④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強工事の範囲や、補強程度などについて、受水市との協議を実施

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画前年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画2年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画3年度)	平成25年度 (延長計画4年度)	平成26年度 (延長計画5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)	0	15.3 0.8	22 -4.6	18 -16.2	5	-					
		延長計画の目標値											
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)	16,321	15,779 15,467	15,293 14,905	14,803 14,388	14,289	13,426		11,608	10,833	10,031	
		延長計画の目標値					12,989	12,337					

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与と費の適正化												
		職員給与と費(退職手当以外)	171	172	172	161	154	163						
		改善効果額												
	給与水準													
	改善効果額													
	その他(職員の削減)	171	172	172	161	154	163							
	改善効果額		16	16	27	27	27	113						
	維持管理費等	384	759	805	829	761	814							
	改善効果額(適正化)		0	0	0	6	11	17						
	工事コスト	3,142	239	621	600	1,318	0							
	改善効果額(縮減額)		50	33	0	0	0	83						
	その他()													
	改善効果額													
	当初計画改善効果額 合計									213				
	(参考) 当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									59				

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】													
		料金改定率												
		改善効果額(料金の適正化)												
		未収金の徴収対策												
		改善効果額												
		一般会計負担金の額												
		改善効果額(負担金の確保等)												
		資産の有効活用												
		改善効果額(収入増額)												
		その他()												
		改善効果額												
		【経費の削減】												
		職員給与と費の適正化												
		職員給与と費(退職手当以外)												
		改善効果額												
	給与水準													
	改善効果額													
	その他(職員の削減)				161	162	162							
	改善効果額													
	維持管理費等				829	761	761			751	751	750		
	改善効果額(適正化)					28	6	65		10	10	11		
	工事コスト				600	1318								
	改善効果額(縮減額)											0		
	その他()													
	改善効果額													
	延長計画改善効果額 合計 A									65				
	延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B													
	普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C													
	A+B+C									65				
	<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)									58				

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

注3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	127	308	309	311	311	312	313	313	313	313
年間総有収水量 (千 m^3)	16,124	17,842	23,781	25,723	27,548	29,556	31,357	32,987	35,067	35,067
公称施設能力 (m^3 /日)	44,175	83,075	83,075	83,075	83,075	83,075	96,075	96,075	96,075	96,075
1日最大配水量 (m^3 /日)	42,662	42,665	64,975	70,475	75,475	80,975	85,675	90,375	96,075	96,075
最大稼働率 (%)	96.6	51.4	78.2	84.8	90.9	97.5	89.2	94.1	100.0	100.0
供給単価 (円/ m^3)	78	81	89	91	96	89	82	82	82	82
給水原価 (円/ m^3)	63	80	107	101	76	81	79	75	76	70

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。